佐賀県公報

平成16年
4月1日
（木曜日）
号外

目次

（◎印は、県例規集に登載するもの）

公告

○一般国道四四四号道路改良工事に係る特定建設工事共同企業体による指名競争入札　（水資源対策課）　一

○一般県道大木庭武雄線緊急地方道路整備工事に係る特定建設工事共同企業体による指名競争入札　（道路課）　二

○公告

一般国道444号（中木庭トンネル（仮称））道路改良工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事です。

平成16年4月1日

佐賀県知事　古川　康

1　工事の概要

(1)　工事名　一般国道444号　道路改良工事

(2)　工事場所　鹿島市大字山浦

(3)　工事内容　トンネル延長　L＝213m
トンネル幅員　W＝6.0（9.75）m
完成内空断面積　A＝58.0m²

(4)　予定工期　約16ヶ月

2　共同企業体に関する事項

(1)　構成員の資格要件

ア　すべての構成員が次の資格要件を満たすものとします。

(ア)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とします。

(イ)　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ)　佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第3項の規定により土木一式工事特Aの決定を受けていること。

(エ)　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

(オ)　佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間受けていないこと。

(カ)　入札参加申請書の提出日以前6箇月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(キ)　土木一式工事について営業年数が3年以上あること。

イ　共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすものとします。

(ア)　構成員のうちで出資比率が最大のものであること。

(イ)　平成14年10月1日から平成15年9月30日までの間に基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,100点以上であること。

(ウ)　佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(エ)　道路トンネル（ナトム工法）工事について、平成6年4月1日から

平成16年３月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。

(オ)　(エ)に掲げる工事の施工経験を有する監理（主任）技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。

ウ　共同企業体の代表者以外の構成員は、佐賀県内に本店を有する建設業者とします。

(2)　構成員の数

２社とします。

(3)　出資比率

すべての構成員が40パーセント以上の出資比率であること。

(4)　存続期間

ア　県工事の相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後３箇月を経過した日まで

イ　県工事の相手方とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで

3　入札参加申請書及び提出資料

(1)　公募型指名競争入札参加申請書

(2)　共同企業体協定書

(3)　共同企業体編成表

(4)　同種工事の施工実績調書

(5)　近隣地域での施工実績調書（共同企業体の代表者のみ）

(6)　配置予定技術者調書（共同企業体の代表者のみ）

(7)　営業所一覧表

(8)　経営事項審査結果通知書の写し

（平成14年10月１日から平成15年９月30日までの間に審査基準日があるもの）

4　入札参加申請書及び提出資料の受付期間等

(1)　受付期間

平成16年４月７日から４月14日まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の９時から16時まで

(2)　受付場所

佐賀県西部地区ダム事務所総務課（武雄市武雄町大字昭和737番地）

電話　0954－23－7327

(3)　提出方法

上記(2)の部局に持参してください。

なお、郵送又は電送による申し込みは受け付けません。

5　指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定します。

本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。

6　入札予定時期

平成16年５月

7　その他

申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県西部地区ダム事務所において配布します。

問い合わせ先　佐賀県西部地区ダム事務所総務課

電話　0954－23－7327

一般県道大木庭武雄線（大木庭トンネル（仮称））緊急地方道路整備工事について、特定建設工事共同企業体による指名競争入札を行いますので、入札参加申請の受付期間及び方法を次のとおり公告します。

なお、この工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実

施が義務付けられた工事です。

平成16年4月1日

佐賀県知事　古　川　　康

1　工事の概要

(1)　工 事 名　一般県道大木庭武雄線　緊急地方道路整備工事

(2)　工事場所　鹿島市三河内

(3)　工事内容　トンネル延長　L＝241m
トンネル幅員　W＝6.0（9.75）m
完成内空断面積　A＝58.0m²

(4)　予定工期　約18ヶ月

2　共同企業体に関する事項

(1)　構成員の資格要件

ア　すべての構成員が次の資格要件を満たすものとします。

(ア)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項の規定において準用する同令167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同項の規定に該当しない者とします。

(イ)　建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による土木一式工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ)　佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐賀県規則第21号）第2条第3項の規定により土木一式工事特Aの決定を受けていること。

(エ)　土木一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置し得るものであること。

(オ)　佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本工事の入札参加申請書提出期限日から入札日までの間受けていないこと。

(カ)　入札参加申請書の提出日以前6箇月以内に金融機関等において、不渡り手形等を出していないこと。

(キ)　土木一式工事について営業年数が3年以上あること。

イ　共同企業体の代表者は次の資格要件を満たすものとします。

(ア)　構成員のうちで出資比率が最大のものであること。

(イ)　平成14年10月1日から平成15年9月30日までの間に基準日がある経営事項審査において土木一式工事の総合評点が1,100点以上であること。

(ウ)　佐賀県内に本店、支店又は営業所を有する建設業者であること。

(エ)　道路トンネル（ナトム工法）工事について、平成6年4月1日から平成16年3月31日までの間に元請として竣工した実績（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。）を有すること。

(オ)　(エ)に掲げる工事の施工経験を有する監理（主任）技術者を当該工事に専任で配置できるものであること。

ウ　共同企業体の代表者以外の構成員は、佐賀県内に本店を有する建設業者とします。

(2)　構成員の数

2社とします。

(3)　出資比率

すべての構成員が40パーセント以上の出資比率であること。

(4)　存続期間

ア　県工事の相手方となった者

当該工事に係る請負契約の履行後3箇月を経過した日まで

イ　県工事の相手方とならなかった者

当該工事に係る請負契約の相手方が確定した日まで

3　入札参加申請書及び提出資料

(1)　公募型指名競争入札参加申請書

(2)　共同企業体協定書

(3)　共同企業体編成表

(4)　同種工事の施工実績調書

(5)　近隣地域での施工実績調書（共同企業体の代表者のみ）

(6)　配置予定技術者調書（共同企業体の代表者のみ）

(7)　営業所一覧表

(8)　経営事項審査結果通知書の写し

（平成14年10月1日から平成15年9月30日までの間に審査基準日があるもの）

4　入札参加申請書及び提出資料の受付期間等

(1)　受付期間

平成16年4月7日から4月14日まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の9時から16時まで

(2)　受付場所

佐賀県鹿島土木事務所総務課（鹿島市大字高津原3400）

電話　0954－63－3221

(3)　提出方法

上記(2)の部局に持参してください。

なお、郵送又は電送による申し込みは受け付けません。

5　指名業者の選定

提出資料の審査結果を基に、本県の指名基準により、指名業者を選定します。

本工事の入札に参加できるのは、指名を受けた者に限ります。

6　入札予定時期

平成16年5月

7　その他

申請書及び提出資料作成要領等については、佐賀県鹿島土木事務所において配布します。

問い合わせ先　佐賀県鹿島土木事務所総務課

電話　0954－63－3221

購読料　一か年二六、八〇〇円（送料共）
申込先　佐賀県総務部総務学事課
平成十六年四月一日印刷及び発行
発行者　佐賀県知事　古川　康
発行定日　毎週月水金曜日
印刷所　西部印刷企画㈱